

住宅手当法

1965年4月1日から施行された住宅手当法は、自己の収入からだけでは十分家賃を支払い、独立家屋やアパートの新築、購入の際の貸付金の返済を行い得ないものに対して適用される。住宅手当の額は家族の収入の状態、家族の必要とする住居の広さ、家族数により異なる。費用は国と県が折半して負担する。そのうち1969年の国庫支出は580MioDMであり、1970年は960MioDMであった。1971年に法律が改正されその結果所得制限が次のように引き上げられた。

単身の年金受給者	1,000 DM
夫婦で子どもなし	1,297 DM
夫婦と子ども2人まで	1,822 DM
夫婦と子ども4人まで	2,432 DM

預金奨励法 (Sparprämiengesetz)

6年ないし7年間毎年一定の金額を銀行に積み立ててゆくと、家族の大きさに応じて預金額の20パーセントから30パーセントの奨励金を得ることができる。

(単位: DM)		
	積立額(年)	奨励金の率
単身者	600	20%
夫婦	1,200	20%
夫婦と子ども2人まで	1,364	22%
夫婦と子ども5人まで	1,600	25%
夫婦と子ども5人以上	1,600	30%

特別の恩典として、低所得者、すなわち前年度の課税所得が6,000DM(夫婦就労の場合は12,000DM)をこえないものに対しては奨励金を預金額の40%まで与えることがある。6年間の満期になる前に本人が結婚すれば2年間積立てた後であれば預金額と奨励金を受けることができる。

住宅積立預金の奨励

住宅資金の積立についても同様の恩典が与

えられている。すなわち家族が大きくなるに従い奨励金の率は良くなる。課税所得が年6,000 DM以下であれば、奨励金の他にその30%が割増金として上積される。期間は6年間である。

(単位: DM)				
	積立額 (年)	率	奨励額	低所得者の ための割増 奨励金
夫 婦	1,600	25%	400	120
夫婦と子 ども2人まで	1,481	27%	400	120
夫婦と子 ども5人まで	1,334	30%	400	120
夫婦と子 ども5人以上	1,143	35%	400	120

Familienpolitik in Zahlen aus, *Jugendwohl*, Mai 1971.

(春見静子 上智大学)

社会政策の展望

(E E C)

現在では、ヨーロッパ経済共同体E E C、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体E C S Cおよびヨ

ーロッパ原子力共同体E A E Cは、その発展の結果として、ヨーロッパ共同体E Cの新体

制に移行している。共同体の出発点となっている「ローマ条約」に表わされた共同体政策は、経済および通商問題を主として扱うものではあるが、それのみにとどまらず、共同体における社会的側面の進歩をも目的とするものである。ここに紹介する小論は、西ドイツ連邦労働社会秩序省政務次官のヘルムート・ローデ Helmut Rohde が、EECにおける社会政策はいかにるべきか、またそこにおいて西ドイツ政府は何をなすべきかを論じたものである。以下、その概要を紹介する。

I

「ヨーロッパの」社会政策について語ることは困難な事である。種々の活動にもかかわらず、EECの発足に際して期待された程には、社会政策の分野においては、大きな効果はもたらされていない状態である。西ドイツ政府は、1969年10月28日の政府声明において、共同体の強化および強力な政治的協力のために効果的な措置を講ずるという政府の意図を表明した。EEC諸国の共同発展は社会政策的規範の段階的統合なしには考えられないの

である。この趣旨は、1969年12月1, 2日の両日ハーグで開かれたEEC加盟諸国の国家および政府首脳会議 Konferenz のコミュニケに、その結実を見たのである。問題は、この目標設定がいかにして実行に移されうるかということである。

西ドイツ政府の新しい指導は、EEC設立条約(ローマ条約)の第117条にある目標設定から出発している。同条によれば、加盟諸国は被用者の生活条件および労働条件の改善を目指し、それによる進歩の過程においてその統合を可能ならしめることになっている。この目標の達成のための従来の努力においては、統合は超国家的な法制定によってのみ達成されうる、と考えられたようである。しかし、その際に、共同体の諸機関の法制定権限が社会政策分野に関しては狭く限定されているという困難が生じた。この点における変化は、議会 Parlament の権限も超国家的なレベルで本質的に強化されたときに初めて期待されうるであろう。

しかしながら、生活条件および労働条件の改善と統合は、国家的な法規の超国家的なも

のへの置換によってのみ可能であるのではなく、加盟諸国が特定の目標設定に関して同じ立場をとることによっても可能となるのである。

II

この方向で前進するために、まず西ドイツ政府によって2つのことがなされた。第1は、共同体全体のために出来るだけ統一的な観点から作成された分析的数理作業が必要であるという考え方から出発している。このような数理的作業は、貨幣価値で表わされる限り、社会保障および他の社会政策的方策の量的な面を認識せしめうる。西ドイツにおいては、この目的のために新しい社会予算 Sozial-budget が作成された。

今後は、共同体レベルにおいても、このような手段が必要であると思われる。それはヨーロッパ社会予算とでも呼ばれるものであろう。それはさらに、共同体の次元で、国民経済の全体計算および中期経済計画に統合されなければならないであろう。委員会 Kommission の加盟諸国の社会保障制度に関する最新

の状態における比較検討とともに、評議会 Rat は共同体における社会政策とくに社会保障の分野における課題の必要に応じて検討し結果を注視する立場に立つであろう。

III

上述の第1のものが特にヨーロッパ社会政策の前提条件を改善することを目的とするのに対して、第2のものは、このような政策の方法論に立脚している。委員会の従来の努力は、まず第1に、異なった社会秩序において使用されている概念および定義を一致させることに向けられていた。それはたしか有益な仕事であった。しかし、社会保障のそれぞれの概念、定義または制度を比較し一致させようとするときには、国家制度全体がただちに問題となってくる。

そこで、我々は社会政策の協力を他の側面から促進するような考えから出発した。すなわち、加盟諸国における社会保障の異なった制度の行政機構から出発すべきではなく、将来において加盟諸国の異なる制度においていかなる共通の目標が設定されるべきかを問

題にすべきである。そうすれば、数十年来発展してきた各国の法構造および行政慣習は、個々の場合にふれられずにすむ。目標に関して一致すれば、個々の加盟国においてこの目標がいかなる方法で達成されるかは、さして重要なことではない。

次に問題になるのは、共通の目標設定に関する一致がいかなる分野においてまず第1になされるべきか、ということである。それは、いかなる目標が近い将来において達成されそうであるかにかかっている。全ての EEC 加盟国において、目下のところ、社会保障によってカバーされる人間の範囲に関して議論されているように思われる。このような理由から、我々は、まず第1段階として、社会保障の人的適用範囲に関する委員会の報告を吟味することを評議会に委託することを提案した。

我々の提案は、西ドイツ労働大臣ヴァルター・アレント Walter Arendt を議長として各労働・社会大臣によって構成される評議会によって取り扱われることになるだろう。我々は、このようにして EEC の社会政策分野に

おける活動がなされることを望む。社会保障の根本規範および個々の給付範囲に対する権利に関する共通の目標設定を求めることが望ましい。社会保障の目標設定を越えて、さらに共通の社会的構造政策もまた必要である。特に緊急の問題は労働保護の分野における急速な進展であり、労働法の発展のための共通の基準線制定に対する努力がなされなければならない。

EEC 加盟諸国における被用者的生活条件および労働条件を改善し調整するという最終目標に近づくために、我々は非常な努力をしなければならない。これとの関連において、重要な一步は、1970年7月27日に西ドイツ労働大臣アレントを議長とする評議会の決定によって生じたヨーロッパ社会基金 Sozialfonds の新しい任務の分担である。これによって、もしも共同体の政策または共同で決定された活動によって労働市場が影響を受けまたは危機にさらされた場合には、評議会の特別の決定にもとづいて基金が活動することになる。さらに、基金は、長期的に継続する構造的失業または低雇用状態の除去のため、高度の資

質を有する労働力の養成のため、障害者のリハビリテーションのため、また老人・婦人・若年被用者の地位の改善のためにも活動しらる。

ヨーロッパ共同体は、社会的進歩の空間として成立し、社会的エネルギーをその政治的発展のために委ねるための有益な前提をもたらすものである。共同体はかなりの経済力を意のままにしうるし、社会的伝統および発達した構造を有し、また社会保障の中で生活を

形成するという加盟諸国における広い層の意志に基づきうるのである。ヨーロッパの政治に新らしい刺激を与えるということは、その社会的発展の新たな出発点を求めるということである。西ドイツの新政府は、そのことと真剣にとりくもうとしている。

Helmut Rohde, *Aspekte europäischer Sozialpolitik ; Soziale Sicherheit (Zeitschrift für Sozialpolitik)*, 19. Jahrgang Heft 10 (Oktober 1970), S. 289—291.

(伊達隆英 健保連)

Droit social誌1971年1月号はこの問題をとりあげている。そのタイトルは「社会保障金庫の選任行為に対する行政府の後見」というものであるが、社会保障金庫理事会のある議決に対する行政権の干渉の限界をとり扱ったものである。ごく大ざっぱにいえば、わが国の健保組合の理事会の議決に対する厚生大臣の介入する限界を問題としたものである。

同誌では、まずこの事件についての参事院の判決が紹介され、つづいてこの判決に大きな影響を与えた政府委員 Baudouin の長文の見解、最後にトゥールーズ大学 Mandeville の考察が掲載されている。

事件の発端は古く1963年9月にさかのぼるが、同月27日に、事件の一方当事者たるパリ地区初級社会保障金庫理事会は同金庫事務局の幹部の選任をおこなうに当たって、一部使用者代表の出席を得られないまま、ポスト数17につき被用者代表13、使用者代表4の配分を決議した。このような金庫理事会の活動は原則として、すべて社会保障法典の規定にもとづき「社会保障機関の組織上の基本原理」に従っておこなわれるべきものとされている

社会保障と行政権の介入

(フランス)



のもとでは、必然的に金庫の独立性と国の監督権との間に衝突がさけられず、両者の間にはほとんど恒常的にといってよいぐらいに緊張関係が支配している。

1969年1月31日の参事院訴訟部の判決事件も、このような金庫の独立性と国の監督権との間の緊張関係を示す一つの事例であって、

フランスの社会保障では各種の金庫 caisses が実施主体となり、国が保健社会保障省を通してその監督に当たる。この場合、各種の金庫は労使双方の代表者を中心として構成される私法上の独立の法人とされており、社会保障の運営と監督が完全な形で分離しているわけである。このような社会保障システム